

MLF 棟エレベータ用バッテリー等更新 仕様書

令和 7 年 10 月
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 目的及び概要

物質・生命科学実験施設（MLF 棟）のエレベータ（27 号機、28 号機、29 号機、30 号機）について、定期点検の結果バッテリー等の交換が必要となった。当該エレベータは、J-PARC 構成員、ユーザーが使用する他、実験機材・納入物品等の搬出入にも使用しているため、速やかに更新し施設の安定運転を確保する。

2. 作業実施場所

茨城県那珂郡東海村大字白方 2-4 日本原子力研究開発機構 MLF 棟
エレベータ 27 号機（玄関ホール）：非管理区域
エレベータ 28 号機（設備エリア）：第 1 種管理区域
エレベータ 29 号機（第 1 実験ホール）：第 1 種管理区域
エレベータ 30 号機（第 2 実験ホール）：第 1 種管理区域

3. 仕様

MLF 棟エレベータ用バッテリー等更新 1 式

※①～④に示す交換部品については、既存の同メーカー製品と組み合わせて使用することから、相当品は不可とする。

①エレベータ 27 号機（日立ビルシステム製）

交換部品

・制御盤内定電圧装置（製造番号 QN334101）	1 個
・ブレーキ非常開放用バッテリー（製造番号 QN334101）	2 個
・停電時自動着床装置用バッテリー（製造番号 QN334101）	1 個

②エレベータ 28 号機（日立ビルシステム製）

交換部品

・制御盤内定電圧装置（製造番号 QN334201）	1 個
・ブレーキ非常開放用バッテリー（製造番号 QN334201）	2 個
・停電時自動着床装置用バッテリー（製造番号 QN334201）	1 個

③エレベータ 29 号機（日立ビルシステム製）

交換部品

・制御盤内定電圧装置（製造番号 NT207701）	1 個
・ブレーキ非常開放用バッテリー（製造番号 NT207701）	2 個
・停電時自動着床装置用バッテリー（製造番号 NT207701）	2 個

④エレベータ 30 号機（日立ビルシステム製）

交換部品

・制御盤内定電圧装置（製造番号 NT207801）	1 個
・ブレーキ非常開放用バッテリー（製造番号 NT207801）	2 個
・停電時自動着床装置用バッテリー（製造番号 NT207801）	2 個

⑤据付調整

交換部品の取外・取付作業については、安全を確保したうえで行うこと。

⑥既設部品処理

部品交換によって発生した既設バッテリー等は受注者が適切に処分すること。

4. 納期

令和 8 年 2 月 27 日

5. 業務に必要な資格等
- (1) 放射線作業従事者
 - (2) 昇降機等検査員

6. 貸与品及び支給品
- なし

7. 提出書類

(1) 工程表	契約後速やかに	3 部
(2) 作業者名簿	作業開始 1 週間前	1 部
(3) リスクアセスメント	作業開始 1 週間前	1 部
(4) KY シート実施記録	その都度	1 部
(5) 作業報告書	作業終了後速やかに	1 部

(提出場所)

原子力機構 J-PARCセンター 物質・生命科学ディビジョン 中性子源セクション

8. 検収条件

下記の項目を確認し、原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時をもって、業務完了とする。

- ・エレベータが正常に動作すること。
- ・第 7 章の提出書類が完納されていること。

9. 適用法規・規定等

- (1) J-PARCセンター安全衛生管理規定
- (2) J-PARCセンター電気工作物保安規定
- (3) 大強度陽子加速器施設 (J-PARC) 放射線障害予防規程

10. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) 受注者が当機構設備機器等に破損及び故障等を生じさせた場合は、遅滞なくこれを報告し、原子力機構担当者の指示に従って無償にて速やかに原状復帰させること。
- (5) 保証期間は検収後 1 年間とし、この期間内に本作業に起因する故障等が発生した場合は、受注者の責任において無償修理を行うものとする。

11. 検査員及び監督員

- (1) 検査員：一般検査 管財担当課長
- (2) 監督員：動作確認 中性子源セクション員

12. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。